

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 く ろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

4

Vol.35

1 ゆんたくひんたく

2 新型コロナウイルス感染症対策の助成金

4 就職氷河期世代を正社員雇用で助成金も

3 時間外労働等改善助成金を見直し

5 労働関係指標

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

はじめまして。2月から当事務所で働かせて頂くことになりました、伊垣と申します。早く皆様のお役に立てるよう努めて参りますので、よろしくお願い致します。

新型コロナウイルスの影響が各方面に出っていますが、我が家も少ななりとも影響を受けています。小学生の息子が3人いるのですが、学校も塾も習い事も休みとなり、日中は3人で留守番をしてもらう毎日。お弁当の用意も必要ですし、食べ盛りなので食材の買い出しも一苦勞です。救いだっただのは、子供達が退屈する様子を見せず、自分達で遊びを考えながら過ごしてくれていることです。また、普段はなかなか一緒に料理をする時間も取れませんが、自ら進んで手伝いに来てくれたりと、子供達が家にいることで助かることもタマ々ありました。

今までとは違う日常に不安を抱え、ストレスも溜まりやすくなりますが、上手に解消する方法を探りつつ、早く終息に向かう事を願うばかりです。(伊垣)

令和2年3月初旬において、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況です。

「感染の疑いがある社員から、その旨の報告があったら…」、「学校の臨時休業が長引き、その保護者である社員が出社できなくなったら…」など、不安に感じている方も多いと思います。行政では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業やテレワーク等の導入の支援を行っています。

.....新型コロナウイルス感染症対策 厚労省の助成金.....

●雇用調整助成金の特例

➡新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を実施。

・社員を解雇せず休業させた場合、休業手当に相当する額に助成率(中小企業:3分の2、大企業:2分の1)を乗じて得た額が支給されます(1人1日当たり8,330円が上限)。

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の新設

➡臨時休業した小学校等に通う子の保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を助成。

・対象となる社員が当該有給の休暇を取得した場合、中小企業・大企業ともに、その賃金相当額が支給されます(1人1日当たり8,330円が上限)。

●時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例

➡新型コロナウイルス感染症対策として新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)について、特例的なコースを新設。

・テレワークを新規に導入した場合

→テレワークの特例コース(助成率は2分の1で、1企業当たりの上限額は100万円)の対象となります。

・休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組んだ場合

→職場意識改善の特例コース(助成率は4分の3[一定の場合は5分の4]で、上限額は50万円)の対象となります。

〈補足〉新設予定の「働き方改革推進支援助成金」にも引き継がれる予定です。

★売上の低下といった資金面の根本的な問題の解決にはつながらないかもしれませんが、急場をしのぐために役に立つことは確かです。必要であれば、詳細などを紹介致します。

お仕事 カレンダー 4月



4/1	● パート・有期法施行、時間外労働の上限規制の中小企業への適用開始、改正派遣法施行
4/10	● 2020年3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/16	● 2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限(本年のみ特例で延期された期限)
4/30	● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● 労働者死傷病報告書(1~3月分)の提出



KurouDoからのお知らせ

今月は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために4月1日から実施されている特例に対応している「雇用調整助成金(4月1日緊急対応版)」についての解説を事務所通信に同封しております。雇用調整助成金についての特例措置は、新型コロナウイルス感染症の拡大や外部環境により目まぐるしい変更が毎月行われています。最新情報をお知りになりたい場合はいつでもお問い合わせください。また、弊所では雇用調整助成金を含め毎月多くの助成金のご相談をお受けしています。これから助成金の活用を社内で検討されたい方は、いつでも弊所にご相談ください。

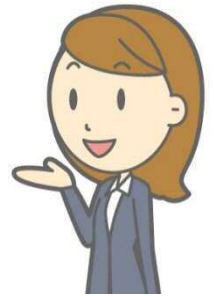
令和2年4月1日から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。その適用開始に合わせて、「時間外労働等改善助成金」が次のように見直される予定です。(令和2年2月26日に、労働政策審議会に諮問が行われた「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」に盛り込まれた改正案)

★次頁の「働き方改革推進支援助成金の全体像」の表中の予算案は、令和2年度予算案です〔()は前年度〕。表中の赤字部分が改正予定の箇所ですが、新規の「労働時間短縮・年休促進支援コース」には約26億円の予算が充てられる予定です。政府が力を入れていることが伺えます。詳細が判明しましたら、またお伝えします。

働き方改革推進支援助成金の全体像(厚生労働省資料)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名(注)	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象
労働時間短縮・年休促進支援コース(新規) 予算案 2,614,338千円 (2,151,960千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成	① 36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ② 所定休日の増加 ③ 特別休暇の整備 ④ 時間単位の年休の整備	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 合計は250万円(※) ① 月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定:100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合:50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に月60時間以下に設定:50万円 ② 所定休日3日以上増加:50万円 ※所定休日1～2日以上の増加の場合25万円 ③ 50万円 ④ 50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等
勤務間インターバル導入コース 予算案 2,143,398千円 (1,104,767千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満:80万円(※) ・11時間以上:100万円(※)	
団体推進コース 予算案 2,534,306千円 (3,004,481千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額:500万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額:1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発・実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置等



(注:テレワークコースを除く。)

※賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算
【5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算】

就職氷河期世代の支援 さまざまな方法での募集や採用が可能に 助成金も

労働者の募集・採用の際には、原則として、年齢制限を設けることが禁止されていますが、就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)については、さまざまな方法での募集や採用が可能とされました。また、特定求職者雇用開発助成金に、就職氷河期世代安定雇用実現コースが追加されました(令和2年2月14日～)。

就職氷河期世代の支援(令和2年2月14日～)

●募集・採用について

労働者の募集・採用の際には、原則として、年齢制限が禁止されていますが、就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)に限り、さまざまな方法での募集や採用することが可能になりました。
➡ハローワークを通じた募集や採用に加え、ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能に！
⑨ハローワークにも同じ内容の求人を出す必要があります。
⑩令和5年3月31日までの措置になります。

●特定求職者雇用開発助成金

(就職氷河期世代安定雇用実現コース)について

本助成金は、就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、35歳以上55歳未満の対象者を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を助成するもの。

➡対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給！

支給額 企業規模に応じて1人あたり次の表のとおりです。

企業規模	支給対象期間	支給額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

⑩支給対象期間ごとの支給額は、その期間に対象労働者に支払った賃金額が上限。

★人手不足でお悩みの企業様には知っておいていただきたい改正点です。就職氷河期世代の積極的な採用を考えてみてはいかがでしょうか。助成金の詳細など、気軽にお尋ねください。



労働関係指標

労働関係指標（2020年1月）

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.4%	(前月差+0.2ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.49倍	(前月差-0.08ポイント)
	広島県	2.1%※1	(前年同期-0.3ポイント)		広島県	1.81倍	(前月差-0.15ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,740万人	(前月差-25万人)	定期給与※3 現金給与総額※4(現数値)	全国	276,520円	(前年同月比+1.5%)
	広島県	145万6千人※1	(前年同期比+1万2千人)		広島県	265,471円	(前年同月比+0.2%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2019年10月～12月平均の値を掲載しております。

※2 季節調整値：前月からの変化を適切にとらえるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

2020年1月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2020(令和2)年3月号等を加工して作成

○ 有効求人倍率は2.04倍で、前年同月比は同水準

- ・月間有効求人数は12,486人で、前月比0.2%減少。前年同月比4.6%減少。
- ・月間有効求職者数は6,110人で、前月比1.4%増加。前年同月比4.9%減少。

○ 新規求人倍率は3.28倍で、前年同月比0.25ポイント上昇

- ・新規求人数は4,758人で、前月比28.5%増加。前年同月比3.6%減少。
- ・新規求職申込件数は、1,451人で、前月比28.5%増加。前年同月比11.0%減少。

○ 就職件数は368人で、前月比3.9%減少。前年同月比12.4%減少

